

千葉県内で LPガスをお使いの皆様へ



国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により国内の物価上昇が続いています。

県内のご家庭でご利用いただいているLPガス料金も物価の上昇による影響を受けていることから、千葉県では、「千葉県LPガス料金負担軽減支援事業」により、ご家庭や飲食店等(業務用)でLPガスをお使いのお客様の **LPガス料金から値引きを行う**こととなりました。

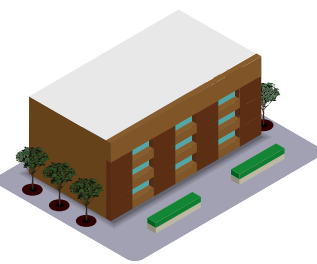
支援の対象になる方

千葉県のご家庭及び飲食店等(業務用)としてLPガスをお使いのお客様

※質量販売、工場など高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体の管理する施設は、対象外です。



●個別供給(戸建て住宅)のお客様



●集団供給(アパートなど)のお客様



●コミュニティーガス団地のお客様

対象期間

令和6年3月又は4月又は5月検針分のうち
いずれか1ヶ月 (対象月をご契約の販売店へお問合せください)

料金値引き額と方法

対象となる期間のうち1か月、
ご契約件数1件につき、ガス料金の請求額から
1,200円(税抜)を上限として値引きします。

※ご請求額が1,200円未満のお客様は、値引き額は請求額となります。



ご注意

お客様からの 申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町村や（公社）千葉県LPガス協会からお客様の口座に値引き額が振り込まれることはありません。

LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。



LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれ料金を設定する方式(自由料金制)になっています。

また、料金については、料金を構成する内容及び算定方法、料金制の考え方を書面やホームページ等でお知らせしています。



ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、公益社団法人千葉県LPガス協会までお問合せください。

公益社団法人千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部

〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号

専用電話

043-306-2360

チーバくん

